

本翻訳はあくまで便宜上のものであり、内容に相違がある場合は英語版が優先されます。

## データ処理契約

最終更新日：2026年4月15日

本データ処理契約（以下「本DPA」）は、お客様と、下記第1.7項に規定されるPanoptoの事業体との間で締結されるものであり、Panoptoによるサービスの提供、本DPAを参照して締結された本契約（以下「本契約」という）に基づき、Panoptoが提供し、かつ顧客が利用するサービスに関連する個人データについて、データ保護法（以下に定義される）に基づく当事者双方の責任を定めるものである。本DPAを参照して本契約を締結することにより、顧客は、本DPAが本契約の付録であり、かつ本契約の不可欠な一部を構成することを承認する。

1. **定義。** 本DPAにおいて使用され、かつ定義されていない大文字で表記された用語は、本契約においてそれらに付与された意味を有するものとします。本DPAにおいて、以下の頭文字が大文字で表記された用語は、以下に定める意味を有するものとします。
  - 1.1. 「顧客」とは、本契約に基づき本サービスを購入または利用する当事者を指します。
  - 1.2. 「データ保護法」とは、本DPAに基づくPanoptoによる個人データの処理に適用されるあらゆるデータ保護法または規制を意味し、以下を含むがこれらに限定されない：(a) EU域内法；(b) 2020年カリフォルニア州プライバシー権法により改正された2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法（「CCPA」）；(c) 前記を批准、実施、採用、補足、または置き換えるあらゆる法令；および (d) 前記の遵守に関連して政府機関、規制機関、または当局によって発行されたあらゆるガイダンスまたは行動規範。いずれの場合も、当該法令が施行されている範囲内において、また随時更新、改正、または置き換えられるものとする。
  - 1.3. 「データ主体からの請求」とは、データ主体がデータ保護法に基づくデータ主体の権利を行使するための請求を意味し、これにはGDPR第3章に基づくデータ主体の権利が含まれるが、これらに限定されない。
  - 1.4. 「DPA発効日」とは、本契約が発効する日を指します。
  - 1.5. 「EU地域」とは、欧州連合、欧州経済領域、英国（「UK」）、およびスイスを指します。
  - 1.6. 「EU地域法」とは、(a) 規則（EU）2016/679（「GDPR」）、(b) 2018年英国欧州連合（離脱）法に基づき英国法に組み込まれ、かつ2019年データ保護、プライバシーおよび電子通信（改正等）（EU離脱）規則（SI 2019/419）の付則1により改正されたGDPR（「英国GDPR」）；(c) 2020年9月25日の改正スイス連邦データ保護法（「FADP」）；(d) これらに代わるものまたはこれらに対する改正（加盟国によるGDPRの国内法への実施を含むが、これに限定されない）；または(d) EU域内で適用される、個人のデータ保護、セキュリティ、またはプライバシーに関するその他の法律。
  - 1.7. 「Panopto」とは、お客様がPanoptoサービスを購入する場合、お客様のアカウント地域に基づき以下のように特定されるPanoptoの事業体を指します：(a) お客様が米州に所在する場合、Panopto, Inc.；(b) お客様が欧州、中東、またはアフリカに所在する場合、Panopto EMEA Limited；(c) お客様がオーストラリアまたはニュージーランドに所在する場合、Panopto ANZ Pty Ltd；(d) お客様が香港に所在する場合、Panopto Asia Pacific Limited；または (e) お客様がアジア太平洋地域（オーストラリア、ニュージーランド、および香港を除く）に所在する場合、Panopto Asia Pte Ltd。「Panopto」とは、お客様がElaiサービスを購入する場合、お客様の所在地にかかわらず、Elai Inc.を意味します。
  - 1.8. 「個人データ」とは、(a) 適用されるデータ保護法の下で「個人データ」、「個人情報」、「個人を特定できる情報」、または実質的に類似する用語に該当し、かつ (b) 本契約に関連して Panopto が顧客に代わって処理するデータを意味します。
  - 1.9. 「個人データの侵害」とは、送信、保存、またはその他の方法で処理された個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正開示、または不正アクセスを招くセキュリティ侵害を意味します。
  - 1.10. 「担当者」とは、パノプトの権限の下で個人データを処理する権限を有するパノプトの担当者をいいます。

- 1.11. 「サービス」とは、本契約に基づきパノプトが顧客に提供するサービスを意味します。
- 1.12. 「標準契約条項」または「SCC」とは、状況に応じて、(a) 2021年6月4日付欧州委員会決定（EU）2021/914に付属し、現在 [https://eur-lex.europa.eu/eli/dec\\_impl/2021/914](https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/2021/914)に付属し、現在 [https://eur-lex.europa.eu/eli/dec\\_impl/media2/migrated/4019539/international-data-transfer-addendum.pdf](https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/media2/migrated/4019539/international-data-transfer-addendum.pdf)（「英国付則」）に基づき、第7.2.3項により修正され、また、将来修正、置き換え、または代替される可能性があるもの。
- 1.13. 「サブプロセッサー」とは、本契約に関連する個人データの処理に関連して、パノプトによって、またはパノプトに代わって任命された第三者を意味する。
- 1.14. 「第三国」とは、(a) GDPRにさらに規定される通り、欧州委員会からデータ移転に関する十分性認定を受けていない国または地域、および／または (b) 英国GDPRにさらに規定される通り、「実質的に同等の」プライバシー法を有していない国または地域を意味します。
- 1.15. 本DPAにおいて、以下の用語（およびデータ保護法において定義される実質的に類似する用語）は、データ保護法に従ってその意味を有し、また解釈されるものとする：**事業者、管理者、データ管理者、データ処理者、データ主体、処理者、販売、サービスプロバイダー、サブプロセッサー、処理、および移転**。

## 2. 本DPAの適用範囲。

- 2.1. **適用範囲。**本DPAは、Panoptoが本契約に従って個人データを処理する場合（「事業目的」）に限り、かつその範囲内において適用される。処理の対象および期間、処理の性質および目的、個人データの種類、ならびにデータ主体の区分は、本契約に添付され、ここに参照により組み込まれる別紙Aに規定されている。当事者は、本DPAに規定される要件が、識別可能な形態の個人データにのみ適用され、特定された、または識別可能な自然人に関連しない情報、あるいはデータ主体がもはや識別不能となるよう匿名化された個人データには適用されないことを認める。
- 2.2. **当事者の役割。**顧客とPanoptoの間において、顧客は個人データの管理者または処理者（場合により）であり、Panoptoは、顧客による本サービスへのアクセスおよび利用に関連して処理される個人データの処理者または再委託処理者（場合により）である。
- 2.3. **データ保護法の遵守。**顧客およびパノプトは、個人データの処理に関連して、データ保護法に基づくそれぞれの義務を遵守するものとします。本サービスへのアクセスおよび利用に関連して、顧客は本サービス内で個人データを処理し、データ保護法に従ってパノプトに指示を与えるものとします。

## 3. 顧客の義務。

- 3.1. **一般事項。**顧客は、Panoptoに対し、(a) 顧客が、本契約、本DPA、または顧客が別途提供する指示（以下に定義）を与えるために、適法かつ有効な権限を保持し続けること、および (b) 顧客が個人データに関するあらゆる照会（データ主体の請求を含むがこれに限定されない）への対応責任を負い、かつ速やかに対応することを表明し、保証する。
- 3.2. **データの品質および完全性。**お客様は、(a) お客様自身またはその代理人によりPanoptoに提供された個人データ、(b) 当該個人データの性質、範囲、出所、またはお客様が当該個人データを取得した手段、あるいは (c) 当該個人データの処理に関してPanoptoに提供する指示（以下に定義）の正確性、品質、および合法性について、単独で責任を負うものとします。顧客は、本契約またはデータ保護法に違反する、あるいは本サービスの性質上不適切な個人データを、パノプトに提供または利用可能にしてはならない。
- 3.3. **通知および選択。**顧客は、その処理活動に関してエンドユーザーに適切な通知を行うことについて単独で責任を負う。顧客は、以下に含まれる、または以下によって参照されるあらゆる個人データおよび機微な個人データについて、必要な同意および権利の取得・維持、必要または適切な仮名化または非識別化、ならびに合法的かつ適切な利用について単独で責任を負う。また、適用される場合、当該顧客コンテンツへの閲覧アクセスを制限するための本サービスの設定についても、顧客が単独で責任を負うものとします。これには、本サービスに関連して顧客またはそのエンドユーザーからPanoptoに提供された個人データの処理に関する、必要なすべての同意、ライセンス、承認、またはデータ保護法に基づく有効な法的根拠の確保が含まれますが、これらに限定されません。また、顧客は、顧客コンテンツのバックアップの作成、維持、およびテストについても責任を負うものとします。

## 4. Panopto の義務。

- 4.1. **指示。**顧客は、Panoptoに対し（また、Panoptoがその従業員およびサブプロセッサーに指示することを許可し）、ビジネス目的のため、かつ本契約、本DPA、およびデータ保護法に準拠した方法で、個人データ

を処理するよう指示する（これには、第三国または国際機関への個人データの移転に関する事項も含まれる）（以下、総称して「指示」という）。Panoptoは、個人データを販売してはならず、また、事業目的、または顧客もしくはデータ保護法によって明示的に許可された場合を除き、いかなる目的においても個人データを保持、使用、または開示してはならない。当事者は、処理の性質および目的に関する顧客の完全かつ最終的な指示が、本契約および本DPAに規定されていることに合意する。これらの指示の範囲外での処理（ある場合）には、顧客とPanopto間の事前の書面による合意が必要となる。

- 4.2. **個人データの結合の禁止。** Panoptoは、顧客に代わって処理する個人データを、他の個人または複数の人物から、またはその代理として受け取った個人データ、もしくは個人との独自のやり取りから収集した個人データと結合することを禁じられます。ただし、Panoptoは、事業目的を遂行するため、または本サービスを提供するためにその他必要とされる場合には、個人データを結合することができます。
- 4.3. **機密保持。** Panoptoは、データ保護法、規制、または公的機関により要求される場合、または本DPAもしくは本契約により別途許可される場合を除き、顧客の事前の書面による同意なしに、個人データを第三者（Panoptoの従業員および承認された再委託処理業者を除く）に開示または移転しないものとします。
- 4.4. **法令遵守への協力。** 処理の性質およびPanoptoが入手可能な情報を考慮し、Panoptoは、データ保護法に基づく顧客の義務（GDPR第32条から第36条に基づくものを含む）を遵守するために顧客が合理的に要請する範囲において、データ保護法で要求される協力および支援を、顧客の費用負担で提供します。これには、以下の事項に関するものが含まれます：(a) お客様による本サービスの利用に関連するデータ保護影響評価（または適用されるデータ保護法に基づき要求される類似のリスク評価）。ただし、当該情報がPanoptoが入手可能であり、かつお客様が評価の実施に必要な当該情報にアクセスできない場合に限り。および/または(b) 必要かつ適切な場合における、データ保護当局との事前の協議。
- 4.5. **セキュリティ対策。** Panoptoは、本サービスに関連してPanoptoが処理する個人データのセキュリティ、機密性、可用性、および完全性の水準を確保するため、技術的および組織的な合理的かつ適切な措置を実施し、維持するものとします。これには、技術の進歩、実施コスト、ならびに処理の性質、範囲、状況、および処理の目的、ならびに個人の権利と自由に対する発生可能性および深刻度が異なるリスク、および本契約に基づく活動の性質を考慮し、合理的かつ適切な技術的および組織的措置を実施し、維持します。これには、適切であれば、GDPR第32条(1)項に言及される措置も含まれます。この点に関してPanoptoが講じた措置に関する追加の詳細は、本契約に添付された別紙Bに記載されています。
- 4.6. **法的強制に基づく開示。** 法執行機関がPanoptoに対し、個人データの提供を要求した場合（例えば、召喚状または裁判所命令を通じて）、Panoptoは、(a) 当該法執行機関に対し、当該個人データを顧客から直接請求するよう働きかけ、かつ (b) 法的に拘束力のある個人データ開示請求について、禁止事項（法執行調査の機密保持を義務付ける刑法上の規定など）がない限り、速やかに顧客に通知し、顧客が保護命令またはその他の適切な救済措置を求めることができるようにします。上記(a)項に関連して、Panoptoは、法執行機関に対し、顧客の基本連絡先情報を提供する場合があります。
- 4.7. **データ主体の要求。** Panoptoは、(a) データ主体から直接受け取ったデータ主体の要求（個別のオプトアウト要求、アクセス、訂正、ポータビリティ、および/または削除の要求、ならびにこれらに類するすべての個人の権利に関する要求を含む）、または (b) 本契約に基づく個人データの処理に関連する苦情または問い合わせ（当該処理が個人または第三者の権利を侵害しているという申し立てを含む）について、速やかに顧客に通知します。Panoptoは、適用されるデータ保護法により義務付けられている場合を除き、かかる請求または苦情には応じません。お客様は、本サービスの機能および機能性を使用して、本サービスの一環として処理される個人データを変更することができます。お客様が本サービスの機能を使用してデータ主体からの要求、その他の要求または苦情に対応できない場合、Panoptoは、お客様の書面による要請に基づき、データ保護法で要求される範囲内において、かつお客様の費用負担で、データ主体からの要求に関連する個人データの収集、処理、または使用に関する情報を提供するというお客様の義務を履行するために、商業的に合理的な協力および支援を提供するものとします。
- 4.8. **指示の違反；法令違反。** Panoptoは、合理的な判断に基づき、顧客の指示が適用されるデータ保護法の要件と矛盾する場合、またはいかなる理由であれ、Panoptoが契約上および法的な義務を遵守できないと予見する場合、速やかに顧客に通知する。その場合、いずれの当事者も、本DPAに準拠するデータ処理業務を一時停止する権利を有する。データ保護法により、処理者が指示に従わない形で個人データを処理することが要求される場合、Panoptoは顧客に通知するものとします（ただし、適用法により禁止されている場合は除きます）。
- 4.9. **データ漏洩の管理および通知。** Panoptoは、個人データ漏洩を確認した後、遅滞なく顧客に通知するものとします。Panoptoは、当該個人データ漏洩の原因を特定するために合理的な努力を尽くし、顧客がデータ保護法への準拠を証明するために必要な、漏洩に関連するすべての情報を顧客に提供するものとしま

す。本第4.9条に基づく個人データ漏洩の報告または対応に関するパノプトの義務は、当該個人データ漏洩に関するいかなる過失または責任についても、パノプトがこれを認めたものと解釈されるものではなく、また将来においてもそのように解釈されることはありません。個人データ侵害が顧客に関連する限り、Panoptoは、(a) 顧客からの事前の書面による同意、および (b) 当該通知の内容、媒体、および時期に関する顧客による事前の書面による承認がない限り、個人データ侵害に関するいかなる発表も行わないものとします。ただし、適用法令により開示または発表が義務付けられている場合はこの限りではありません。

- 4.10. **個人データの返還。** お客様は、契約期間中いつでも、本サービスのその時点で利用可能な機能および機能性を使用して、本サービスから個人データをエクスポートすることができます。個人データに関するデータ保持義務については、お客様が単独で責任を負うものとします。本契約の満了または終了時、お客様が本サービスのその時点で利用可能な機能および機能性を使用して、Panoptoのシステムに保存されている個人データを削除および/または上書きできない場合、Panoptoは、法律により個人データの一部または全部を保持する義務を負わない限り、当該満了または終了後90日以内に、データ保護法に従い、すべての個人データを削除するか、またはお客様に返還するものとします。ただし、お客様は、本契約に基づきお客様およびそのユーザーがPanoptoのクラウドベースのアプリケーションにアップロードしたファイルに含まれる個人データの既存のコピーについて責任を負うものとします。上記期間内にパノプトの管理下にある個人データを返還または削除する義務は、(a) パノプトがバックアップシステム（データベースのバックアップを含むが、これに限定されない）にアーカイブした個人データ、または (b) 監査ログに埋め込まれた個人データには適用されない。個人データのバックアップおよびアーカイブ用コピー、ならびに監査ログに埋め込まれた個人データは、パノプトの内部データ保持ポリシーに従って破棄されるまで、本DPAの適用対象となります。バックアップおよびアーカイブ用コピーについては、本契約の満了または終了後1年以内、監査ログについては作成日から1年と1日以内に破棄されます。顧客は、Panoptoの通常のデータ保持ポリシーの範囲外であり、かつ顧客がPanoptoに実施を要求する個人データの返却または削除に関連してPanoptoが負担するすべての費用を負担し、支払うものとします。

## 5. 記録および監査。

- 5.1. **情報の提供。** データ保護法で要求される範囲において、Panopto は、顧客からの書面による要求があった場合、顧客によるデータ保護法の遵守を証明するために必要な、Panopto が管理する情報を顧客に提供します。
- 5.2. **顧客の監査権。** お客様は、本 DPA に基づき Panopto が実施するデータ処理活動に関連して、EU 域内の監督当局から追加情報の提供を求められた場合、Panopto が (a) 本契約に規定される守秘義務に従った、Panopto の最新の SOC 2 Type 2 レポートの写し、および (b) Panopto が所有または管理する追加情報を提供することにより、データ保護法に基づく監査権を行使することができます。

## 6. 従業員および再委託先。

- 6.1. **指示。** Panoptoは、データ保護法により別段の定めがある場合を除き（その場合はPanoptoが顧客に通知する）、その従業員および下請け処理業者に対し、指示に従ってのみ個人データを処理するよう要求するものとします。
- 6.2. **機密保持。** Panoptoは、事業目的のために、その従業員および下請け処理業者に個人データを開示または移転することができる。Panoptoは、その従業員および下請け処理業者が、本契約に規定されるものと実質的に同様の機密保持義務を負うことを確保する。
- 6.3. **下請け処理業者の選定。** 顧客は、本契約の事業目的における個人データの処理について、別紙C（以下「**下請け処理業者リスト**」という）に現在記載されている第三者の下請け処理業者の選定およびPanoptoによるその利用を、ここに承認する。Panoptoは、顧客に対し30日以上の上記事前通知（当該通知は電子メールまたは本サービスを通じて行うことができる）を行うことにより、処理の詳細および所在地を含め、第三者を受託処理業者リストに追加することができる。顧客は、合理的なデータ保護上の理由に基づき、当該通知の受領から十四（14）日以内に書面によりPanoptoに通知することにより、かかる選任に異議を申し立てることができます。顧客が当該期間内に異議を申し立てない場合、当該第三者は本DPAの目的上、承認されたサブプロセッサとみなされます。顧客が本第6.3条に従って異議を申し立てた場合、パノプトは、以下のいずれかの選択肢（パノプトの単独の裁量により選択されるもの）を通じて、当該異議を解消する権利を有する：(a) パノプトは、当該サブプロセッサを使用せずに顧客に本サービスを提供するための合理的な代替案を提示する；(b) パノプトは、当該サブプロセッサに対する顧客の異議を解消するための合理的な措置を講じた上で、当該サブプロセッサの使用を継続する；または(c) パノプトは当該サブプロセッサの使用を伴うサービスの特定の部分の提供を中止するか、または顧客は当該サービスの特定の部分の利用を（一時的または恒久的に）中止する。上記のいずれの選択肢もPanoptoにとって合

理的に利用可能ではなく、かつPanoptoが顧客からの異議申し立てを受領してから30日以内に、当該異議が各当事者の合理的な満足はいく形で解決されなかった場合、いずれの当事者も書面による通知をもって影響を受ける注文書（複数可）を解約することができ、顧客は解約日時点で未履行のサービスに対する前払い料金について、日割り計算による返金を受ける権利を有する。上記にかかわらず、変更の必要性が、Panoptoの単独の裁量により、本サービスの提供に緊急かつ必要であり、かつ変更の理由がPanoptoの合理的な支配の及ばないものである場合、Panoptoは、のお客様への事前の通知なしに、サブプロセッサを置き換え、または追加することができるものとします。その場合、Panoptoは、合理的に実行可能な限り速やかに当該サブプロセッサについて顧客に通知するものとし、顧客は、上記に定める通り、当該サブプロセッサに異議を申し立てる権利を留保するものとします。

- 6.4. **Panopto の義務。** Panopto は、当該サブプロセッサが提供するサービスの性質に適用される範囲において、個人データの保護に関して、本 DPA に規定される条件と実質的に同様の条件を含む書面による契約に、すべてのサブプロセッサが拘束されることを確保するものとします。本契約に別段の定めがある場合を除き、Panopto は、本 DPA に基づき各サブプロセッサのサービスを直接実施する場合と同様の範囲で、そのサブプロセッサの作為および不作為について責任を負うものとします。

## 7. 国境を越えたデータ転送。

- 7.1. **転送に関する一般的な承認。** お客様は、Panopto およびそのサブプロセッサが (a) あらゆる州、県、国、またはその他の管轄区域から本サービスを提供すること、および/または (b) Panopto またはそのサブプロセッサがデータ処理業務を維持している世界中のあらゆる場所で個人データを転送および処理することを認め、これに同意するものとします。Panopto は、データ保護法の要件に従い、処理される個人データに対して常に適切なレベルの保護を提供します。上記にかかわらず、EU 地域の個人データの移転は、以下の第 7.2 条に規定される要件に従うものとします。

### 7.2. EU域内の個人データの移転。

- 7.2.1. **優先順位。** 本サービスが、以下に説明する複数の移転メカニズムの適用対象となる場合、個人データの移転は、該当する単一の移転メカニズムに従い、かつ以下の優先順位に従って行われるものとする：(a) 第7.2.2項に定めるデータプライバシー・フレームワーク；(b) 第7.2.3項に定めるSCC；および(c) (a)および(b)のいずれも適用されない場合、適用されるデータ保護法の下で認められるその他の適用可能な移転メカニズム。第三国へのデータ移転にEU域内法に基づく代替または追加の移転メカニズムが必要とされる場合、当事者は、可能な限り速やかにこれを実施し、本DPAの別紙に実施要件を記載することに合意する。

- 7.2.2. **データプライバシー・フレームワーク。** Panoptoは、EEA地域から受領した個人データの処理に関して、EU-米国データプライバシー・フレームワーク、EU-米国データプライバシー・フレームワークの英国拡張、およびスイス-米国データプライバシー・フレームワーク（以下、総称して「DPF」）に定められた原則（以下、総称して「DPF原則」）を遵守していることを米国商務省に認証済みであることを表明する。顧客がEEA域内に所在する場合、Panoptoは、DPF原則で要求される水準と同等以上の保護をあらゆる個人データに提供することに同意し、DPFへの自己認証が撤回、終了、取り消し、またはその他の方法で無効化された場合には、速やかに顧客に通知することに同意します（その場合、第7.2.1項の優先順位に従い、代替の移転メカニズムが適用されます）。PanoptoのDPF原則への準拠に関する詳細情報は、<https://www.panopto.com/dpf/>（Panopto, Inc.に関するもの）および<https://www.elai.io/dpf/>（Elai Inc.に関するもの）でご確認いただけます。DPFの詳細およびPanoptoのDPF認証については、<https://www.dataprivacyframework.gov/> をご覧ください。

### 7.2.3. 標準契約条項。

- (a) **EU 域および英国の個人データ。** EU 域の個人データ（英国の個人データを除く）を顧客が第三国の Panopto へ移転する場合は標準契約条項（SCC）が適用され、英国の個人データを顧客が第三国の Panopto へ移転する場合は、英国補遺により修正された標準契約条項（SCC）が適用されます。具体的には、顧客がデータ管理者であり、Panopto が処理者として顧客のために個人データを処理する場合はモジュール 2（管理者と処理者間）が適用され、お客様が処理者であり、Panopto が処理者としてお客様に代わって個人データを処理する場合はモジュール 3（処理者間）が適用されます。各モジュールにおいて、該当する場合、以下の事項が適用されます：

- (i) 第7条の任意のドッキング条項は適用されません。
- (ii) 第9条においては、オプション2が適用され、サブ処理者の変更に関する事前通知の最低期間は、本DPAの第6.3項に規定されるものとする。

- (iii) 第11条において、任意の文言は適用されません。
  - (iv) 第13条のすべての角括弧は、ここに削除される。
  - (v) 第17条において、SCCはアイルランド法に準拠するものとします。
  - (vi) 第18条(b)において、紛争はアイルランドの裁判所において解決されるものとする。
  - (vii) 本DPAの別紙Aには、SCCsの付属書Iおよび付属書IIで要求される情報が含まれている。
  - (viii) 本DPAの別紙Bには、SCCsの付属書IIIで要求される情報が含まれています。
  - (ix) 本DPAの別紙Cには、SCCsの付属書IVで要求される情報が含まれている。
  - (x) 本DPAを締結することにより、当事者は、本契約に組み込まれた適用されるSCCs（その付属書を含む）に署名したものとみなされる。
- (b) スイスの個人データ。FADPの適用を受ける顧客からPanoptoへの個人データの移転については、SCCsが適用されるものとし、以下の修正を加える：
- (i) SCCsにおけるGDPRへの言及は、当該データ移転がGDPRではなくFADPのみに準拠する場合、FADPへの言及と解釈される。SCCsにおけるGDPRへの言及は、当該データ移転がFADPおよびGDPRの両方に準拠する場合、FADPおよびGDPRへの言及と解釈される。
  - (ii) 「加盟国」という用語は、SCCの第18条(c)に基づき、スイスのデータ主体が通常の居住地（スイス）において自らの権利を求めて訴訟を提起する可能性を排除するような方法で解釈してはならない。
  - (iii) SCCにおける「個人データ」への言及は、この広範な適用範囲を排除するFADPの改正が施行されるまでは、特定可能な法人に関するデータも指すものとする。
- (c) 補足措置。第三国への個人データの移転に関しては、以下の補足措置が適用される。
- (i) 本DPAの日付現在、Panoptoは、個人データが輸出される国の政府情報機関または治安機関／当局から、個人データへのアクセス（またはその写しの提供）を求める正式な法的要請（「政府機関からの要請」）を一切受けていない。
  - (ii) 本DPAの締結日以降、Panoptoが政府機関からの要請を受けた場合、Panoptoは、当該法執行機関または政府機関に対し、該当する個人データを顧客に直接請求するよう働きかけるものとします。この取り組みの一環として、Panoptoは政府機関に対し、顧客の基本連絡先情報を提供する場合があります。法執行機関または政府機関への個人データの開示を強制された場合、Panoptoは、法律により禁止されていない限り、当該要求について顧客に合理的な通知を行い、顧客が保護命令またはその他の適切な救済措置を求めることができるよう、合理的に協力するものとします。Panoptoは、いかなる法執行機関または政府機関に対しても、自発的に個人データを開示しないものとします。顧客およびPanoptoは、（合理的に実行可能な限り速やかに）当該政府機関からの要請を踏まえ、本DPAに基づく個人データの移転の全部または一部を停止すべきかどうかについて協議し、決定するものとします。
  - (iii) 顧客およびPanoptoは、必要に応じて協議を行い、以下の事項を検討するものとします。(1) 個人データの移転対象となるデータ主体に対し、顧客の所在国の法律によって提供される保護が、適用されるEU域内で提供される保護と概ね同等の保護を提供するのに十分であるか、(2) データ保護法に準拠した移転を可能にするために追加措置が合理的に必要であるか、および (3) 当事者が入手可能なすべての関連情報および監督当局によるガイダンスを考慮した上で、個人データをPanoptoに移転することが依然として適切であるか。
  - (iv) データ保護法により、Panoptoへの特定の個人データ移転に適用されるSCCを別途の契約として締結することが顧客に義務付けられる場合、Panoptoは、顧客からの書面による要請に基づき、適用される付録および付属書、移転の詳細、ならびに関連するデータ保護法の要件を反映するために顧客が合理的に要求し得る修正を盛り込んだ当該SCCを速やかに締結するものとします。
  - (v) (1) 本DPAに規定される、適用されるEU域外への個人データの移転を正当化する手段

のいずれかが無効となった場合、または (2) 監督当局が当該手段に基づく個人データの移転の停止を要求した場合、Panoptoは、データ保護法で要求される通り、顧客への通知により、当該通知に記載された日付をもって効力を生じさせることを条件として、当該移転に関して修正を行うか、または代替措置を講じることができる。

8. **Panoptoの責任。**本DPA (SCCsを含む) に起因または関連して生じるPanoptoの責任のすべて (契約、不法行為、またはその他の責任理論に基づくかを問わない) は、本契約に規定される適用される免責および責任制限条項に従うものとします。疑義を避けるために明記する。契約または本DPAに起因または関連して顧客およびそのすべてのユーザーから生じるすべての請求に対するPanoptoの総責任は、契約および本DPAに基づくすべての請求に対して合算して適用されるものとする。本DPAのいかなる規定も、データ保護法に基づき制限できない責任または損失に関するPanoptoの責任を制限するものではない。
9. **雑則。**
  - 9.1. **準拠法。**本DPAは、データ保護法により別段の定めがある場合を除き、本契約の準拠法および管轄に関する規定に従い、これに基づいて解釈されるものとする。
  - 9.2. **第三者の受益者。**本DPAの当事者ではない者は、本DPAの条項を執行する権利 (1999年契約 (第三者の権利) 法に基づく権利を含む) を有しません。データ保護法により別段の定めがある場合を除き、本DPAの当事者 (およびそれぞれの承継人および許可された譲受人) 以外の者は、本DPAの条項を執行する権利を有しない。
  - 9.3. **分離可能性。**本DPAの規定は分離可能です。いかなる文言、条項、または規定が、全体または一部において無効または執行不能である場合、かかる無効または執行不能は当該文言、条項、または規定のみに影響を及ぼし、本DPAの残りの部分は引き続き完全に効力を有するものとします。
  - 9.4. **優先順位。**本DPAによる変更を除き、本契約は変更されず、引き続き完全に効力を有するものとします。本DPAと本契約との間に矛盾がある場合、その対象事項が個人データの処理に関する限り、当該矛盾の範囲において本DPAが優先する。本DPAの条項とSCCの条項との間に矛盾または不一致がある場合、SCCが適用される範囲に限り、SCCが優先する。
  - 9.5. **完全合意。**本DPAは、本契約の主題に関する当事者間の完全な合意および了解を構成し、これを体現するものであり、当該主題に関する当事者間の過去または同時期の書面、電子的または口頭によるすべての通信、表明、合意または了解に優先する。詐欺的な表明を除き、その他のいかなる表明または条項も、本DPAに適用されることはなく、また本DPAの一部を構成することはない。本DPAは、引き続き完全な効力を有する本契約に基づく当事者の権利および義務を損なうものではない。Panoptoは、Panoptoのウェブサイト (<https://www.panopto.com/data-processing-agreement/>) に適用される更新版を掲載するか、または本契約に記載された方法により顧客に通知することにより、いつでも本DPAに含まれる条項を変更することができる。変更された条項は、掲載された時点で、またはPanoptoが本契約に記載された方法により顧客に通知した場合、当該通知に記載された時点で効力を生じます。顧客は、かかる変更の効力発生日以降も本サービスを引き続き利用することにより、変更後の条項に拘束されることに同意するものとします。また、かかる変更の有無についてPanoptoのウェブサイトを定期的に確認することは、顧客の責任となります。

## 別紙A

### A. 当事者一覧

#### データ輸出者：

名称：本別紙Aが添付されるDPAの当事者であるお客様。

住所：関連する契約書に記載のとおり。

担当者名、役職および連絡先：関連契約書に記載のとおり。

本条項に基づき移転されるデータに関連する活動：

データ輸出者は、契約書および適用される注文書に詳述されているとおり、データ輸入者のSaaS（Software-as-a-Service）および関連サービスを利用している事業体である。

役割（管理者／処理者）：状況に応じて、管理者または処理者。

#### データインポーター：

名称：本別紙Aが添付されるDPAの当事者であるPanoptoの事業体。

住所：関連する契約書に記載のとおり。

担当者名、役職および連絡先：データ保護責任者（DPO）、[data-protection@panopto.com](mailto:data-protection@panopto.com)。

本条項に基づき移転されるデータに関連する活動：

データ輸入者は、SaaS（Software-as-a-Service）および関連サービスを提供する企業であり、その内容は概して、(1) Panoptoサービスについては、録画、スクリーンキャスト、ビデオストリーミング、およびビデオコンテンツ管理を提供するソフトウェア、ならびに (2) Elaiサービスについては、インタラクティブな再生、クリエイターツール、およびアバターベースの学習を提供するAI搭載のテキスト・トゥ・ビデオ・プラットフォームであり、これらは契約書および適用される注文書に詳細に記載されています。

役割（管理者／処理者）：状況に応じて、処理者またはサブ処理者。

### B. 移転の説明

#### 1. 個人データの移転対象となるデータ主体のカテゴリ：

- データ輸出者のプライマリ管理者および請求担当者（管理者と異なる場合）
- データインポーターのサービスにアクセスするデータエクスポートの承認ユーザー
- データ輸出者がアップロードした顧客コンテンツの閲覧者
- データ輸出者がアップロードした顧客コンテンツ内で、データ輸出者によって描写、言及、または記録されたデータ主体
- データ輸出者が独自の裁量で定義するその他のデータ主体

#### 2. 移転される個人データのカテゴリ：

データエクスポートの個人データ：

- a. 氏名
- b. メールアドレス
- c. 郵送先および請求先住所、電話番号、FAX番号
- d. 請求および会計情報（支払詳細を含む）

管理者、請求先担当者、承認ユーザー、および閲覧者の個人データ：

- a. 氏名

- b. メールアドレス
- c. 組織、雇用主、またはデータ輸出者との関係
- d. IPアドレス
- e. アクセス、利用、およびイベントの詳細
- f. 日時スタンプ
- g. 実行されたアクション
- h. オペレーティングシステム、ブラウザ、およびデバイスの種類
- i. プラットフォームのパフォーマンス指標
- j. 参照元ページおよび離脱ページ

顧客コンテンツ：

- a. データ輸出者が独自の裁量で決定する個人データおよび機微な個人データ。これには、写真、動画、音声の記録、身体的特徴またはその記述、ならびにデータ主体の肖像または言及が含まれる場合があります。
  - b. データ輸出者が独自の裁量で定義するその他の個人データまたは機微な個人データ
3. 転送される機微データ（該当する場合） および、データの性質や関連するリスクを十分に考慮した制限または保護措置。例えば、厳格な利用目的の限定、アクセス制限（専門的な研修を受けたスタッフのみがアクセスできることを含む）、データへのアクセス記録の保持、第三者への転送に関する制限、または追加のセキュリティ対策など：

機微なデータは、データ輸出者の単独の裁量により移転されることがある

4. 移転の頻度（例：データが単発的に移転されるか、継続的に移転されるか）：

データは、ユーザーが本サービスを利用する際（顧客コンテンツのアップロードや生成、および収集された利用データを含む）に、継続的に移転されます。

5. 処理の性質：

個人データの処理の性質は、本契約および適用される注文書に記載されている通りであり、一般的には、カスタマーサポート、サービス監視、コンテンツ生成を含む、本サービスの提供、維持、および向上のための個人データの収集、保存、および処理が含まれます。

6. データ転送およびその後の処理の目的：

データインポーターによる個人データの収集、処理、および利用の目的は、本契約および適用される注文書に記載された本サービスを提供することです。

7. 個人データの保存期間、またはそれが不可能な場合の保存期間を決定するための基準：

処理期間は、本契約の終了時、または終了後合理的に可能な限り速やかに終了します。データインポーターは、処理の目的を達成するために必要な期間を超えて個人データを保持することはありません。

8. （サブ）処理者への移転については、処理の対象、性質、および期間も明記すること：

処理の対象、性質、および期間は、本契約、DPA、および注文書に詳細に記載されています。サブプロセッサーへの移転は、当該サブプロセッサーが該当するサービスを提供するために必要な場合に限り、その都度行われます。

**C. 管轄監督当局**

第13条に基づき、管轄監督当局を特定する：GDPRに基づくデータ移転に関する事項については：

1. データ輸出者がEU加盟国に拠点を置く場合：当該データ移転に関して、データ輸出者が規則（EU）2016/679を遵守していることを確保する責任を有する監督当局が、管轄監督当局として機能する。

2. データ輸出者がEU加盟国に拠点を有しないが、規則（EU）2016/679の第3条第2項に基づき同規則の適用地域内に該当し、かつ同規則第27条第1項に基づき代理人を指名している場合：規則（EU）2016/679第27条第1項に規定する代理人が所在する加盟国の監督当局が、管轄監督当局として機能する。
3. データ輸出者がEU加盟国に拠点を有しないが、規則（EU）2016/679第3条第2項に基づき同規則の適用地域範囲に含まれる場合（ただし、規則（EU）2016/679第27条第2項に基づき代表者を指名する必要はない場合）：本条項に基づき、商品またはサービスの提供に関連して個人データが移転されるデータ主体、またはその行動が監視されるデータ主体が所在する加盟国のいずれかの監督当局が、管轄監督当局として機能する。

英国GDPRに基づくデータ移転に関する事項：当該移転がGDPRではなく英国GDPRのみに準拠する場合、監督当局は英国情報コミッショナー事務所（ICO）となる。当該移転が英国GDPRおよびGDPRの両方に準拠する場合、移転が英国GDPRの適用を受ける範囲においては英国情報コミッショナー事務所が、移転がGDPRの適用を受ける範囲においては上記に定める監督当局が、それぞれ監督当局となる。

FADPに基づくデータ移転に関する事項：移転がGDPRではなくFADPのみに準拠する場合、監督当局はスイス連邦データ保護・情報コミッショナーとなります。当該移転がFADPおよびGDPRの両方に準拠する場合、当該移転がFADPの適用を受ける範囲においてはスイス連邦データ保護・情報コミッショナーが監督当局となり、当該移転がGDPRの適用を受ける範囲においては、上記に定める監督当局が監督当局となります。

## 別紙B

### データのセキュリティを確保するための技術的および組織的措置を含む技術的および組織的措置

データ輸入者が実施する技術的および組織的措置の説明（関連する認証を含む）。これらは、処理の性質、範囲、状況、目的、および自然人の権利と自由に対するリスクを考慮し、適切なレベルのセキュリティを確保するためのものです。

Panoptoは、独立した第三者による監査の対象となる情報セキュリティプログラムを維持しており、これには個人データの機密性、完全性、および可用性を確保するための管理上、技術的、および物理的な保護措置が含まれます。これらの保護措置は、情報の機密性に見合ったものであり、適用されるデータ保護法で要求される基準を下回らない厳格なものです。Panoptoのセキュリティ管理措置には、以下が含まれますが、これらに限定されません：

- 個人データおよび情報システムに対する内部および外部のリスクを特定、評価、軽減するため、少なくとも年1回、およびPanoptoの業務慣行に重大な変更があった際には実施されるリスク評価プロセスの維持
- 個人データまたは情報システムにアクセスするベンダーおよびサービスプロバイダーが、適切なセキュリティ管理措置を維持していることを確保すること
- インシデント対応手順の策定、維持、およびテスト
- 従業員および契約業者に対し、セキュリティ意識向上および役割に応じたセキュリティ研修を提供すること
- 個人データへのアクセスを、職務遂行のためにアクセスが必要な権限のある者に限定すること
- すべての従業員および契約者に対して身元調査を実施する
- 個人データの不正使用または不正アクセスを防止、検知、および対応するためにシステムを監視する
- 情報システムの変更をテストし、当該システムおよび関連環境のセキュリティが損なわれないことを確保する
- 転送中および保存中のすべての個人データを暗号化すること
- 個人データを含むシステムに対し、定期的な脆弱性スキャンおよび侵入テストを実施する
- 定期的な更新を受け取るよう設定されたマルウェア対策ソフトの維持
- 個人データの処理、保存、および/または送信が行われるすべての施設の物理的セキュリティを確保すること
- 個人データを含む媒体は、再構築、読み取り、または復元が不可能な方法で廃棄する

サブプロセッサーへの移転については、サブプロセッサーが管理者（および、プロセッサーからサブプロセッサーへの移転の場合はデータ輸出者）を支援するために講じるべき具体的な技術的および組織的措置についても記述する

Panoptoは、サブ処理者に対して合理的なデューデリジェンスおよびセキュリティ評価を実施し、本DPAに規定される条項と同等またはそれ以上の厳格な条項を含む契約をサブ処理者と締結します。Panoptoは、必要に応じてサブ処理者と直接連携し、データ輸出者への支援を提供します。

別紙C

サブプロセッサ一覽

Panopto サービスのサブ処理者		
サブプロセッサ名	処理活動の性質	処理の場所
Panoptoの関連会社*	プラットフォーム連携、カスタマーサポートサービス、およびウェブサイトサービス	Panopto, Inc. : 米国 Panopto EMEA Limited : イギリス Panopto ANZ Pty Ltd : オーストラリア パノプト・アジア・パシフィック・リミテッド : 香港 Panopto Asia Pte Ltd : シンガポール Elai Inc. : 米国
Amazon Web Services	ウェブホスティング、AI検索および翻訳サービス	米国、カナダ、アイルランド、オーストラリア、日本、またはシンガポール（お客様が選択した地域、および/または本契約に規定された地域）
All Lines Technology**	24時間365日のカスタマーサポートサービス	米国
Cielo24**	字幕サービス	アメリカ
Verbit**	字幕サービスおよび音声解説	アメリカ
3Play Media**	字幕サービスおよび音声解説	アメリカ
Google Analytics**	事業運営	Googleが施設を保有するすべての国（詳細は以下を参照： <a href="https://www.google.com/about/datacenters/locations/">https://www.google.com/about/datacenters/locations/</a> ）
Salesforce.com	事業運営	米国
Marketo	事業運営	Pendo.io
Pendo.io事業運営	事業運営	Pendo.io事業運営
ChurnZero	事業運営	Luzmo**
Luzmo**	データ分析サービス	米国、カナダ、アイルランド、オーストラリア、日本、またはシンガポール（顧客が選択した地域、および/または本契約に規定された地域）
Omni.ai**	翻訳および文字起こしサービス	米国、カナダ、アイルランド、オーストラリア、日本、またはシンガポール（お客様が選択した地域、および/または本契約に規定された地域）
Speechmatics**	文字起こしサービス	米国、カナダ、アイルランド、オーストラリア、日本、またはシンガポール（お客様が選択した地域、および/または本契約に規定された地域）

\*Elai Inc.は、お客様がElaiをアドオンサービスとして購入した場合に限り、サブプロセッサとなります。その他のPanopto関連会社は、契約当事者であるPanopto関連会社がお客様に本サービスを提供するために個人データを共有する必要がある範囲に限り、サブプロセッサとなります。

\*\*アスタリスクは、適用される注文書に基づき、お客様が当該特定のPanoptoアドオンサービスまたはサポートパッケージを選択した場合に限り、サブプロセッサであることを示します。Google Analyticsについては、お客様が本サービス内でGoogle Analyticsの使用をオプトインした場合に限り、かつその範囲においてのみ、サブプロセッサ

一となります（Google Analytics はデフォルトで無効化されているため、お客様が独自の分析目的で本サービス内の Google Analytics 統合機能を利用していない限り、サブプロセッサーとはなりません）。

Elaiサービスのサブプロセッサ		
サブプロセッサの名称	処理活動の性質	処理の場所
Elaiの関連会社*	プラットフォーム連携、カスタマーサポートサービス、およびウェブサイトサービス	Panopto, Inc. : 米国 Panopto EMEA Limited : イギリス Panopto ANZ Pty Ltd : オーストラリア Panopto Asia Pacific Limited : 香港 Panopto Asia Pte Ltd : シンガポール
Amazon Web Services	ウェブホスティングサービス およびAIの研究開発	米国またはドイツ（お客様が選択した場所、および/または本契約に規定された場所）
Microsoft Azure	音声エディター	米国
ElevenLabs	音声エディター	米国
Assembly AI	Voice editor	アメリカ
Google	音声エディタ	Lunaweb
Lunaweb	ファイルコンバーター	アメリカ
Mixpanel	Analytics	アメリカ合衆国
Pendo.io	アナリティクス	アメリカ
Contentsquare	Analytics	Pendo.ioアナリティクスアメリカ
Pipio	アバターライブラリ	Pipio
HeyGen	Avatars library	United States
コンテンツモデレーションAPI	コンテンツモデレーション	デンマーク
SinchMailgun	ビジネス運営	米国

\*Panoptoの各事業体は、Elaiが顧客に本サービスを提供するために個人データを共有する必要がある場合、または顧客がPanoptoをアドオンサービスとして購入した場合に限り、サブプロセッサとなります。